

平成 25 年度末に中期目標期間が終了する
独立行政法人等の主要な事務及び事業の改廃
に関する勧告の方向性について（案）

平成 25 年 12 月

政策評価・独立行政法人評価委員会

「平成 25 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人等の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」及び「平成 24 年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」の取りまとめに当たって（案）

平成 25 年 12 月 16 日

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 岡 素之

1. 本日、当委員会は、平成 25 年度末に中期目標期間が終了する 13 の独立行政法人及び日本司法支援センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性を各主務大臣に対し指摘するとともに、平成 24 年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見を、各府省の独立行政法人評価委員会等に通知しました。
2. 当委員会は、独立行政法人評価制度における中立・公正・客観性を担保する第三者機関として、対象 14 法人の主要な事務・事業についての徹底的な見直しを行うとともに、平成 24 年度における業務の実績に関する評価結果等に対する政府横断的な評価を行いました。
3. その結果、今回の「勧告の方向性」では、管理業務の本部等への集約など事務・事業の見直し、また、密接に関連する業務を行っている他法人との業務の一体的実施などについても指摘をしております。

その他、各法人に共通する事項としては、的確な評価を実施するための具体的かつ定量的な目標設定、内部統制の充実・強化、運営費交付金額の厳格な算定等についても指摘しております。

当委員会としては、これらの指摘が最大限に尊重され、適切な見直しが行われることによって、各法人の一層の適正、効果的かつ効率的な運営に大きく寄与するものと確信しております。
4. さらに、二次評価意見については、各府省横断的な評価を行うことにより、内部統制の充実・強化に向けた取組の促進、業務の実施に伴う成果・効果の明確化、利便性向上に向けた取組等に関する指摘を行っています。

当委員会としては、各府省の評価委員会において、今般の意見を踏まえ、一層

の評価の質の向上に向けた取組が行われることを期待します。

5. もとより、独立行政法人の適正、効果的かつ効率的な運営には、主務大臣並びに主務省の評価委員会及び担当部局の努力とともに、独立行政法人自らの主体的取組が不可欠です。すなわち、積極的なマネジメント改革に取り組むとともに、現場の職員一人一人が自発的に意識改革を行い、業務の改善を積み上げることで、職員が達成感を覚え、トップダウンの改革とボトムアップの改善とがあいまって、法人のパフォーマンスが更に向上されることを期待します。

6. 最後に、独立行政法人がその使命を的確に遂行していくためには、国民の皆様の監視と御理解とが不可欠であります。

当委員会としても、厳しい財政事情も踏まえつつ、独立行政法人がその使命を的確に遂行し、国民に対して一層効率的で質の高い行政サービスが提供されるよう、今後とも積極的な活動を行ってまいり所存でありますので、引き続き御理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、独立行政法人制度が導入されて以降、10余年にも及ぶ当委員会における評価活動実績が、現在検討が進められている独立行政法人の制度・組織両面にわたる改革にいかされるよう期待しております。

以 上

目 次

平成 25 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人等の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について（案）

財務省	1
独立行政法人奄美群島振興開発基金	3
文部科学省	9
独立行政法人日本学生支援機構	11
独立行政法人海洋研究開発機構	17
独立行政法人国立高等専門学校機構	21
独立行政法人大学評価・学位授与機構	25
独立行政法人国立大学財務・経営センター	29
厚生労働省	33
独立行政法人労働者健康福祉機構	35
独立行政法人国立病院機構	39
独立行政法人医薬品医療機器総合機構	43
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構	49
経済産業省	53
独立行政法人中小企業基盤整備機構	55
国土交通省	61
独立行政法人都市再生機構	63
独立行政法人奄美群島振興開発基金	69
環境省	77
独立行政法人環境再生保全機構	79
法務省	83
日本司法支援センター	85

財 務 省

(案)

政 委 第 号
平成 25 年 12 月 日

財 務 大 臣

麻 生 太 郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 岡 素 之

独立行政法人奄美群島振興開発基金の主要な事務及び事業の
改廃に関する意見について

当委員会は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条等及び「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）に基づき、平成 25 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人等について、勧告の方向性の指摘等を行うこととされております。

貴省所管の独立行政法人奄美群島振興開発基金については、通則法第 35 条の規定の適用が除外されているところですが、独立行政法人制度においては、第三者機関による事後評価及び定期的な組織・業務の見直しの客観性を担保することが重要な要素とされていることから、当委員会において、同基金について「勧告の方向性」に準じた意見を別紙のとおり取りまとめました。

今後貴省において、当該意見を踏まえて見直しを進めていただき、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）が平成 25 年度末に期限切れになることを踏まえ、26 年度以降の奄美群島の振興開発の在り方等と一体的に同基金の業務の見直しが行われる際は、本意見の趣旨を最大限いかしていただくようお願いいたします。なお、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、同基金の業務の見直しに向けた貴省、同基金及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただくこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人奄美群島振興開発基金の主要な事務及び事業の改廃
に関する意見（案）

独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

本法人は、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号。以下「奄振法」という。）に基づき、奄美群島の自立的発展のための産業振興を行っており、その機能は引き続き必要である。しかしながら、保証業務及び融資業務における引当金の増加の影響により、多額の繰越欠損金（平成24年度末で約57億円）を有するとともに、リスク管理債権比率（平成24年度末で約53%）が極めて高い状態にあり、厳しい財務状況にある。

このため、今後この機能を安定的かつ効果的に果たしていくために、保証業務及び融資業務について、以下の取組を行うものとする。

1 審査の強化、債権管理の徹底等

本法人の業績悪化の要因となっている代位弁済及び延滞債権を減らすため、審査内容の更なる充実・強化を図るものとする。

具体的には、費用対効果に配慮しつつ、保証に係る一般の金融機関との連携強化、利用者のモニタリングの強化、債権の期中管理の徹底、利用者に対する適切な助言及び指導の実施、債権回収の強化など、各業務過程における一層の取組強化を図るものとする。

2 奄美群島の経済情勢を踏まえた融資・保証の限度額等の条件設定

融資・保証の限度額等の条件設定については、今後、新たに「奄美群島振興開発計

画」が策定された場合には、同計画及び地域の特性を踏まえ、本法人の財務状況への影響を十分勘案した上で検討するものとする。

3 出資の見直し

保証業務については、保証基金を造成するため、毎年度、国、鹿児島県及び奄美群島内市町村から出資を受けている。

また、「奄美群島振興開発基金経営改善策」（平成 21 年度公表）において、保証業務については、単年度の業務収支の黒字化を目指し、その後は、国の出資に依存することなく、収支改善等の経営努力により保証基金を造成することを目標としている。

このため、次期中期目標等においては、連続して単年度業務収支の黒字化を実現^(注1)し、その後は、国の出資に依存することなく、経営努力により保証基金を造成するという目標を明確にするものとする。

なお、その目標が達成されるまでの間は、奄美群島の経済状況、本法人の経営状況（保証基金の運用益によるリスク補てん、自己収益の増加の状況等）等を勘案し、毎年度、国からの出資の在り方について見直しを行うものとする。

(注1) 「独立行政法人奄美群島振興開発基金の組織・業務の見直し等にかかる報告書」（平成 24 年 11 月 12 日独立行政法人奄美群島振興開発基金第三者委員会）における収支試算（案）によれば、平成 26 年度以降の国等からの出資がないとしても、28 年度以降は、経常利益は黒字になると試算されている。

4 余裕金の適切な運用

本法人は、代位弁済額及び貸付残高の減少に伴い余裕金が生じている。当該余裕金については、代位弁済の財源は有価証券により、融資の財源は定期預金により運用するの方針としているが、適切な運用益の確保が図られるよう当該方針を改めて見直した上で、運用するものとし、あわせて、運用体制を構築するものとする。

5 金融庁検査の導入の検討

本法人の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、金融庁検査未導入の他の金融関係法人の動向等を踏まえつつ、導入について、同検査の実効性確保の在り方も含め、金融庁も交えて検討することとし、速やかに結論を得るものとする。

第2 財務内容の改善等

本法人は、大島紬業の衰退や建設業等の不振に伴い収支状況が悪化し、平成24年度末における繰越欠損金は、約57億円（保証業務約32億円、融資業務約25億円）となっている。

この繰越欠損金の可能な限り早期の解消を図るため、本法人における繰越欠損金の発生要因等の分析を踏まえ、次期中期目標に削減目標を明記するものとする。

また、本法人は、上記削減目標を踏まえ、具体的な繰越欠損金解消計画を策定するとともに、国民への説明責任を果たすため、同計画を公表するものとする。

第3 業務実施体制の見直し

1 人材育成

奄美群島の自立的発展に向けて、産業振興を図っていくための政策金融の機能を継続的かつ安定的に実施するには、繰越欠損金解消に向けた取組を含め、適切なリスク管理手法を支える職員の人材育成を継続的かつ安定的に行っていくことが重要である。

このため、人材育成の観点から、株式会社日本政策金融公庫等の専門的知見等を吸収させることなどを目的として、同公庫等との人事交流、同公庫等の研修への参加等を実施するものとする。

2 現地事務所

本法人は、徳之島と沖永良部島に現地事務所を有しており、それぞれ職員1人、非常勤職員1人を配置している。

また、その業務内容は、①保証及び融資の相談・調査、②保証債務及び債権の管理・回収等であり、そのうち、保証債務及び債権の管理・回収業務がその太宗を占めている。

このため、①奄振法第18条においては、業務の一部を金融機関^(注2)に委託できることとされていること、②本法人が債権回収会社制度の活用を検討していることを踏まえると、本法人の本部（奄美大島）から両事務所への出張回数及び出張者数を増加させることなどにより、政策金融業務は可能と考えられることから、両事務所の経常収益、業務量及び保証・融資実績の本法人全体に占める割合等を検証した上で、今後の両事務所の在り方について検討するものとする。

(注2) 徳之島及び沖永良部島には、民間金融機関等が支店等を設置している。

第4 法人の業務内容の見直し

奄振法に基づき設立され、奄美群島の振興開発の一環として行われている本法人の業務内容については、奄振法が平成25年度末に期限切れになることから、政策実施機能を更に向上させるため、株式会社日本政策金融公庫等との連携を図るなど、効果的・効率的な業務の進め方について検討を行うものとする。

第5 業務全般に関する見直し

上記第1から第4に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 具体的かつ定量的な目標設定

的確な評価を実施するため、次期中期目標においては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。

2 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

3 管理部門のスリム化

次期中期目標期間においては、本法人の効率的な運営を図る観点から、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

4 決算検査報告指摘事項

「平成24年度決算検査報告」（平成25年11月7日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。

5 その他

上記1から4のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

文 部 科 学 省

(案)

政 委 第 号
平成 25 年 12 月 日

文 部 科 学 大 臣
下 村 博 文 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構及び独立行政法人国立大学財務・経営センター）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に
関する勧告の方向性（案）

独立行政法人日本学生支援機構（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 奨学金貸与事業の見直し

(1) 貸与基準等の見直し

奨学金貸与基準のうち収入基準については、①昭和59年度に定めた基準を基に、消費者物価上昇率等を掛け合わせて改訂を重ねており、最新のデータに基づく奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にできない、②第二種奨学金の基準額は、平成24年度の「家計調査」（総務省）の勤労者世帯の所得と比較しても、また、「平成21年全国消費実態調査」（総務省）の勤労者世帯のうち大学生の親世代に相当する50歳代の年間世帯収入と比較しても高い、③基準を満たす者の収入限度額の積算内訳のうち給与所得世帯への給与所得控除額分の上乗せ額が、所得税の給与所得控除額と比較して高いといった状況が見受けられる。

このため、最新のデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ、奨学金貸与基準の収入基準について見直すものとする。

また、第一種奨学金の単独貸与者よりも、多額の奨学金の貸与を受けることになる第一種及び第二種奨学金の併用貸与者の延滞率が高く、また、同一の所得水準の世帯において、貸与金額の多い併用貸与者の延滞率が、貸与金額の少ない併用貸与者より高くなっている。

このため、第一種及び第二種奨学金の併用貸与を行う場合、修学を行う上で真に必要な額となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を行うものとする。

(2) 適格認定制度の着実な実施

奨学生が継続して奨学金の貸与を受ける場合は、年1回、本人が「奨学金継続願」を提出し、大学等は、提出された「奨学金継続願」の内容に加え、学修状況等を厳格に審査の上、奨学金継続の可否等を認定し、本法人に報告している。

この大学等の審査に関して、平成23年度適格認定で「警告」認定を受けた1万2,329件に対し、大学等において本法人の定める「適格基準の細目」に沿った認定が行われているか本法人が調査を実施した結果、不適切なケースが586件認められた。

不適切と認められた認定は、本法人が厳格な審査の実施について周知を図ってきたにもかかわらず、大学等における認定基準に対する理解不足が主な原因で発生している。

このため、本法人は、大学等が適切な認定を行えるよう、当該調査結果等を踏まえて「適格基準の細目」をより明確化、具体化するとともに、大学等に周知を徹底するものとする。

また、これらの措置をとったにもかかわらず、継続的に不適切な認定を行った大学等があった場合には、大学等の名称を公表する等により再発の防止を図るものとする。

(3) 回収に係る成果指標の見直し

本法人の債権について、現行中期目標で成果指標として用いている総回収率では、過去の延滞債権の状況に大きく影響され、新規の延滞債権や既延滞債権の実態を評価することができないことから、次期中期目標において、総回収率に代わる適切な成果指標を設定するものとする。

また、成果指標の目標値を設定する際には、現行中期目標期間における回収促進の取組により、回収率が改善傾向にあることを踏まえて適切な数値を設定するものとする。

(4) 機関保証の検証方法の見直し

本法人は、「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関

する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案」（平成18年12月24日行政改革推進本部決定）を踏まえ、機関保証の妥当性を毎年度検証するため、奨学金貸与事業に関して識見を有する学識関係者、金融関係者、法曹関係者等により構成される「機関保証制度検証委員会」を設置しており、平成20年度以降毎年度検証を行っている。

しかしながら、同委員会では、債務保証の収支、代位弁済・回収状況等の検証は行われているが、公益財団法人日本国際教育支援協会の将来の事業コスト等を踏まえた十分な検証は行われていない。

このため、本法人に対し、将来の事業コスト等を踏まえた事業計画を明らかにさせた上で、同委員会等で当該計画の実効性、妥当性も含めて毎年度検証するものとする。

また、その際には、保証料率について、その水準を他の保証機関と比較した上で、その合理性を明らかにするものとする。

2 留学生支援事業の見直し

(1) 文部科学省外国人留学生学習奨励費に係る基準の見直し

文部科学省外国人留学生学習奨励費については、「外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視 一技能実習制度等を中心として一 結果に基づく勧告」（平成25年4月19日総務省）において、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準を策定することが求められていることから、当該勧告内容を踏まえた明確な基準を策定するとともに、その基準を厳格に運用するものとする。

(2) 日本留学試験の見直し

日本留学試験については、「「留学生30万人計画」骨子」（平成20年7月29日文部科学省ほか関係府省）を踏まえ、応募者数及び受験者数を拡充するとされているが、事業収支に継続的な欠損が生じていることから、その原因を分析した上で、費用縮減、受験料の改定などの事業収支改善に向けた取組を行うものとする。

3 学生生活支援事業の見直し

学生生活支援事業については、大学等における支援体制が一定程度整備されてきたことから、大学等における主体的な取組に任せ、今後は、全体を通じた問題の把握・分析、先進的取組の共有などについて、政策上特に重要性の高いものや、大学等の取組が不十分なものに厳選して実施することにより業務の縮小を図るものとする。

第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 具体的かつ定量的な目標設定

的確な評価を実施するため、次期中期目標においては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。

2 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

3 運営費交付金額算定の厳格化

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

4 管理部門のスリム化

次期中期目標期間においては、本法人の効率的な運営を図る観点から、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

5 その他

上記1から4のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

独立行政法人海洋研究開発機構の主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性（案）

独立行政法人海洋研究開発機構（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 役割の明確化及び研究内容の重点化

本法人は、平和と福祉の理念に基づき、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資することを目的としており、その研究は、地球環境変動、地球内部ダイナミクス、海洋・極限環境生物圏、海洋資源、地震津波・防災等の様々な分野にまたがり、かつ基礎的内容から応用・発展的内容にまで及んでいる。このような状況を踏まえ、他の研究機関の役割との競合を避けつつ、貴重な財政資源を効率的かつ効果的に活用し、政府全体として研究活動の成果の最大化を図る観点から、本法人が保有する施設及び設備に基づく独自の役割を次期中期目標において明記するものとする。さらに、その役割及び他の研究機関の研究内容を踏まえ、本法人が真に担うべき研究を次期中期目標において明記し、当該研究に重点化するものとする。

2 具体的な目標設定等

現行中期目標においては、研究を実施することや国際計画に貢献すること自体が目標とされているなど、評価の際に研究の進捗状況等の検証が困難なものとなっている。このため、次期中期目標においては、目標の達成度に係る客観的かつ的確な評価を行う観点から、達成すべき内容や水準等を具体的に明記した上で、可能な限り定量的な

指標を設定するものとする。

3 前回の勧告の方向性において指摘した事項

学術研究課題の審査等の一元化及び学術研究船の運航業務に係る外部委託化については、引き続き検討を進め、早期に結論を得るものとする。

第2 業務実施体制の見直し

1 研究拠点等の整理・統合等

研究拠点等については、研究内容の重点化及び組織の再編に合わせて整理・統合し、業務運営の効率化及び経費の削減に努めるものとする。特に、横浜研究所に設置されている地球シミュレータセンター及び地球情報研究センターについては、それぞれの開発・運用機能や研究情報の管理・公開機能を統合するものとする。

2 契約の適正化

本法人の契約については、一者応札・応募の割合が他の法人と比べて特に高い水準にあり、特に、船舶の運航業務及び調査支援業務については、業務開始当初から委託先が同一の企業に固定化されている。このため、一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等を行い、その状況を公表するものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

2 運営費交付金額算定の厳格化

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

3 管理部門のスリム化

次期中期目標期間においては、本法人の効率的な運営を図る観点から、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

4 その他

上記1から3のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

独立行政法人国立高等専門学校機構の主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性（案）

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

なお、昭和 36 年より国立高等専門学校（以下「国立高専」という。）が順次設立され、平成 16 年の本法人発足に伴い、全ての国立高専が本法人の下に設置・運営されることとなった。以下の見直しを行うに当たっては、今後、社会状況の変化等に迅速に対応できるよう、本法人本部が更にイニシアティブを発揮し、ガバナンスの強化を図ることが重要であることを踏まえるものとする。

第1 国立高等専門学校のミッションの再整理等

国立高専は、高度経済成長期に中堅技術者の養成機関として順次設立されたが、その後、産業構造の変化、技術の高度化、少子化の進行、社会・産業・地域ニーズの変化等、社会状況が大きく変化している。また、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成23年1月31日中央教育審議会答申）において、「地域における産業界等との連携による先導的な職業教育の取組の促進等、教育内容・教育方法の充実や地域及び我が国全体のニーズを踏まえた新分野への展開等のための教育組織の充実等」が求められている。

このため、次期中期目標等では、これらの社会状況の変化や中央教育審議会の答申を踏まえ、本法人本部がその機能を発揮し、イニシアティブを取って国立高専のミッションを再整理し、達成すべき目標の明確化を図るものとする。また、各国立高専及び各学科の特性に応じて、定量的かつ具体的な成果指標を設定するものとする。

さらに、本法人は、本科卒業後の編入学先として設置された国立の技術科学大学と連携を行っているが、国立高専と同大学との教育内容に一部重複があることから、同大学の設置趣旨を踏まえ、それぞれの役割分担を明確にした上で、必要な見直しを行うもの

とする。

第2 事務及び事業の見直し

1 社会状況の変化を踏まえた学校の配置の在り方の見直し及び学科再編

国立高専は51校が個別に設置された経緯があるが、国立高専間でシナジー効果を発揮し、51校全体としてミッションを達成していくため、本法人は、産業構造の変化、技術の高度化、少子化の進行、社会・産業・地域ニーズ等を踏まえ、本法人本部がその機能を発揮し、イニシアティブを取って、51校の国立高専の配置の在り方の見直し及び学科再編を行うものとする。

また、現在、社会・産業・地域ニーズの把握に当たっては、本法人本部がイニシアティブを取って統一的な手法を示していないため、各国立高専が独自に実施している。このため、今後の国立高専の再編を検討するに当たっては、本法人本部が社会全体のニーズを的確に把握する観点から、ニーズ把握の統一的な手法を示すものとする。

2 商船高等専門学校における船員としての就職率の向上

「海洋基本計画」（平成25年4月26日閣議決定）において、「日本人外航船員の数を平成20年度から10年間で1.5倍に増加させるための取組を引き続き促す」、「高齢化の進展等に伴う内航船員の不足」との記載があるが、商船高等専門学校就職者における船員としての就職率をみると約6割から7割にとどまっている。商船高等専門学校は船員養成機関であることから、船員不足のニーズに応えるために、この原因を分析し、関係機関と協力して船員としての就職率を上げるための取組を行うものとする。

第3 業務運営の合理化・効率化等

1 スケールメリットを活用した業務の合理化・効率化

本法人は、51校の国立高専を設置・運営しているスケールメリットをより活用し、業務運営の効率化を図る観点から、更なる共同調達の推進や一般管理業務の外部委託の導入等により、一層のコスト削減を図るものとする。

2 監事監査体制等の充実

本法人は、国立高専が51校、非常勤職員を含めた職員数が約1万人という比較的規

模の大きな組織であるため、監事による監査のより適切な実施を図る観点から、常勤監事を置き、監事監査体制を強化するものとする。

あわせて、本法人本部における監査体制の充実を図るものとする。

3 不正経理の再発防止及び内部統制の強化

東京工業高等専門学校において、平成15年頃から22年までの間に約550万円の不正経理があったことが発覚し、内部調査を行った結果、「公的研究費等の不正使用に関する調査結果報告書」（平成24年2月14日）では、「東京工業高等専門学校における本事案以外に、不適正な会計経理（預け金・プール金）の事態はなかった。」とされていた。しかし、その後、「平成24年度決算検査報告」（平成25年11月7日会計検査院）では、23年度までの5年間で約1億7,000万円の不適正な会計経理（預け金・差替え・翌年度納入・前年度納入）があったと指摘されている。

このため、本法人は、会計検査院の検査を受けた18校以外についても事実関係を早期に調査し、公表するものとする。また、平成23年度に策定した「公的研究費等に関する不正使用の再発防止策」の確実な実施を各国立高専に徹底させるとともに、内部統制の強化を図るものとする。

さらに、「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」（平成25年8月2日文部科学省設置）等の検討結果を受けて、必要に応じ平成23年度に策定した「公的研究費等に関する不正使用の再発防止策」を見直すものとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 具体的かつ定量的な目標設定

的確な評価を実施するため、次期中期目標においては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。

2 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の

「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

3 運営費交付金額算定の厳格化

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

4 管理部門のスリム化

次期中期目標期間においては、本法人の効率的な運営を図る観点から、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

5 決算検査報告指摘事項

「平成 24 年度決算検査報告」（平成 25 年 11 月 7 日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。

6 その他

上記 1 から 5 のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

独立行政法人大学評価・学位授与機構の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 認証評価事業の先導的役割への特化

認証評価事業については、現在の認証評価制度が開始された平成16年度以降、文部科学省の認証を受けた複数の民間認証評価機関が評価を行っていることから、独立行政法人たる本法人自らが個々の教育機関に対する評価を直接実施する必要性は減りつつある。

このため、本法人は、認証評価制度全体の改善に資するための先導的役割に特化するものとし、特に、民間認証評価機関への専門的知見等の提供を積極的に行うことなどにより、民間認証評価機関が国際通用性のある質の高い評価を行えるようにするための取組を実施するものとする。さらに、民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、本法人自らが実施する認証評価について、その数を段階的に削減し、将来的な廃止を含め、在り方を検討するものとする。

また、分野別認証評価については、民間認証評価機関も評価を実施しているにもかかわらず、本法人には運営費交付金が充当されている。

このため、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、運営費交付金の負担割合を段階的に削減するものとし、次期中期目標期間中にその具体的な削減目標を設定するものとする。

2 学位授与事業の運営費交付金負担割合等の見直し

学位授与事業のうち単位積み上げ型については、個人の申請に基づき学位を授与するものであるが、運営費交付金の負担割合が、前回の勧告の方向性での指摘以降、手数料の値上げや支出抑制により減少傾向にはあるもののいまだに約7割に上っており、手数料収入で当該経費を賄うことができていない。

このため、受益者負担の観点から、手数料収入の引上げやコスト縮減により運営費交付金の負担割合を下げていくこととし、次期中期目標において、その具体的な削減目標を明記するものとする。

特に、認定専攻科修了者に対する学位授与については、専攻科認定が実施されるとともに個別申請者に対する審査が行われているが、審査において学生の時間的・経費的負担等が発生している。このため、申請者への負担軽減や大幅な審査業務の効率化を図るため、業務効率化に伴うコスト削減額を明確化しつつ、新たな審査方式を導入するものとする。

また、省庁大学校修了者に対する学位授与については、現在、運営費交付金を充当せずに収支均衡が実現している。このため、今後、学位の質保証の観点から修士及び博士に対する審査体制の強化を行うに当たっても、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させることを前提として行うものとする。

3 「大学ポートレート（仮称）」運営に係る目標の明確化

「大学ポートレート（仮称）」^(注)の運営方針の決定に当たっては、大学コミュニティ関係者により構成される運営委員会と、事業の実施主体となる本法人との役割分担を明確化するものとする。

その上で、「大学ポートレート（仮称）」導入による効果の最大化を図るため、次期中期目標に「第2期教育振興基本計画」（平成25年6月14日閣議決定）の趣旨を踏まえた具体的な成果目標を明記し、その成果について毎年度厳格な検証を行うものとする。

(注) データベースを用いた教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みのこと。

4 調査及び研究事業の見直し

本法人は、認証評価制度全体の改善に資するための先導的役割に特化すべきであるが、認証評価に関する調査及び研究事業のうち本法人自らが過去に行った評価の検証

に関するものなどについては、これ以外の目的で実施されている側面もある。

このため、今後は認証評価に係る調査及び研究事業について、本法人が先導的役割を担うためのものに限定するものとし、特に、その結果を民間評価機関へ積極的に情報提供することなどにより、民間評価機関のみで国際通用性のある質の高い評価を実施できる環境整備のための取組を実施するものとする。

また、現行中期目標において、調査及び研究事業については、調査及び研究を実施すること自体が目標とされており、評価の際にその進捗状況等の検証が困難であることから、次期中期目標においては、具体的な成果目標を設定するものとする。

第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 具体的かつ定量的な目標設定

的確な評価を実施するため、次期中期目標においては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。

2 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

3 運営費交付金額算定の厳格化

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

4 管理部門のスリム化

次期中期目標期間においては、本法人の効率的な運営を図る観点から、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などに

より、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

5 その他

上記1から4のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

独立行政法人国立大学財務・経営センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 組織形態の見直し

本法人は、その業務が国立大学法人等を対象とする融資等の4業務^(注)に特化したことで、設立時と比べて業務量が減少している。また、施設費貸付事業及び施設費交付事業については、事業計画の策定や対象事業の選定及び認可は文部科学省が行っていることもあり、本法人全体として裁量の余地のない業務の割合が高くなっている。さらに、現在は管理部門の職員の比率が相対的に高くなっている。

このため、今後は本法人の業務について、他の法人の業務との一体的な実施について検討するものとする。

(注) 国立大学法人等を対象とする融資等業務：施設費貸付事業、施設費交付事業、承継債務償還業務及び旧特定学校財産の管理処分並びにこれらに密接に関連する業務

第2 事務及び事業の見直し

1 施設費貸付事業

本法人は、各国立大学法人が行う大規模な国立大学附属病院整備について、国からの施設整備費補助金や各国立大学法人による民間資金の自主的調達だけでは十分な施設整備が図れないことから、長期で低利かつ固定金利である財政融資資金を一括して借り受け、各国立大学法人に貸付けを行っている。

しかし、公的資金である財政融資資金を財源として施設費貸付事業を実施する以上、事業内容は国立大学附属病院に求められる病院の機能・役割を満たすものでなければならないが、国が対象事業を選定する際の考え方及び指標は、これらの点を必ずしも

明確に確認できるものになっていない。

このため、国は、事業選定の考え方及び指標について見直すものとする。

また、教育再生実行会議による「これからの大学教育等の在り方について（第三次提言）」（平成25年5月28日）において「民間資金の自主的調達」が提言されていることから、貸付けに当たっては国立大学法人における民間資金の一層の活用について留意するものとする。

2 施設費交付事業

本法人が行う施設費交付事業とは、旧国立学校特別会計から本法人が承継した財産及び各国立大学法人等による不要財産処分収入の一部を財源とし、各国立大学法人等の営繕等に必要な資金として交付するものである。

しかし、承継した財産は有限であり、また各国立大学法人等による不要財産処分収入は、主に国立大学法人等が土地等の不要財産処分を行った場合に発生するものであり、近い将来、十分な事業財源が確保できなくなることも見込まれる。

このため、施設費交付事業については、中長期的視点からその在り方について検討するものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1から第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 具体的かつ定量的な目標設定

的確な評価を実施するため、次期中期目標においては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。

2 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

3 運営費交付金額算定の厳格化

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

4 管理部門のスリム化

次期中期目標期間においては、本法人の効率的な運営を図る観点から、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

5 その他

上記1から4のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

厚 生 勞 働 省

(案)

政 委 第 号
平成 25 年 12 月 日

厚 生 労 働 大 臣
田 村 憲 久 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構及び独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人労働者健康福祉機構の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 労災医療と地域医療における役割

労災病院は、労災疾病等に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至るまでの一貫した高度・専門的な労災医療の提供など、他の病院では困難な独自の機能や役割を担っているが、労災患者比率は4%程度まで低下するなど、量的にはその役割が縮小している状況にある。

一方で、地域における救急医療や周産期医療等の担い手不足が深刻となる中、本法人が労災医療と一体として提供している地域医療における役割が相対的に増している。

このため、次期中期目標においては、地域医療への貢献について本法人が果たすべき役割を明確にし、都道府県等が進める地域医療に積極的に貢献するため、保有するデータベースを活用するなどにより地域における役割や機能を分析・検証し、地域の実情に応じた医療を的確に提供するものとする。

2 経営改善に向けた取組

労災病院事業は、平成22年度に本法人全体として黒字化したものの、24年度末時点で32病院のうち18病院が赤字となっている。また、本法人の現行中期目標では、平成28年度をめどに繰越欠損金を解消することとされているが、24年度末時点で380億円の残高があり、繰越欠損金の解消が進んでいない状況にある。

このため、本部主導の下、予定利率及び給付水準の引下げを含めた厚生年金基金の新制度への移行や不足する医師の確保を進めた上で、次期中期目標期間中に、以下の

取組を行うものとする。

(1) 繰越欠損金の解消計画の策定

繰越欠損金の解消計画を策定するに当たっては、解消を図るために必要な本法人全体の取組内容のほか、各病院における年度ごとの解消額、目標期限及び達成できなかった病院の運営体制等の見直し方針について具体的に定めるものとする。

また、これまで作成していなかった各病院の財務関係書類については、遅くとも平成 26 事業年度分から作成、公表するものとする。

(2) 他法人の事例を参考とした取組

本法人は、これまで診療報酬上位基準の取得や給与カーブのフラット化等により平成 22 年度に黒字化したものの、その経常収支率は 100%程度で推移しており、繰越欠損金解消のためには更なる努力が必要と言える。

一方、独立行政法人国立病院機構では、様々な取組により、収益の獲得と費用の削減とを進め、近年では 105%前後の経常収支率を達成している。このような事例等は、本法人にとっても参考になる部分が多いと考えられることから、積極的に取り入れた上で経営改善を進めるものとし、同機構との人材交流などを図ることについて検討するものとする。

3 次期中期目標における新たな目標設定等

各病院の医療の質や機能の向上を図り、本法人全体の業務運営の透明性を向上させる観点から、以下の取組を行うものとする。

- ① 次期中期目標等を策定するに当たっては、本法人が有する臨床評価指標を活用した上で、例えば、紹介率・逆紹介率など各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績報告書において明らかにするものとする。
- ② 新医薬品等の開発促進に資するため、治験の推進に係る具体的な取組目標を次期中期目標に明記するものとする。
- ③ 未払賃金立替払事業に係る情報開示をより充実させるために、年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにするものとする。

第 2 業務実施体制の見直し

1 産業保健三事業の一元化

産業保健に関する三事業^(註)は、平成26年度から本法人に一元化し、利用者へのワンストップサービスの提供等を通じて、事業場における産業保健活動への支援を行うことが検討されているが、一元化に当たっては、事業拠点の集約化や管理業務の効率化を徹底することにより、重複する業務を極力排除するとともに、次期中期目標においてワンストップサービス等により発揮される成果目標を具体的に明記するものとする。

(注) 産業保健に関する三事業とは、以下の事業をいう。

- ・ 産業保健推進センター事業

本法人が、47都道府県に拠点を設けて、産業医、衛生管理者等の産業保健専門職に対する専門的・実践的研修、専門的相談及び情報提供を行う事業。

- ・ 地域産業保健事業

厚生労働省が地域の医師会等に委託する労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）による産業医等の選任義務のない小規模事業場に対する労働者の健康管理等に関して、相談、情報の提供その他必要な援助を行う事業。

- ・ メンタルヘルス対策支援事業

厚生労働省が本法人に委託するメンタルヘルス不調の予防から復職支援までの職場のメンタルヘルス対策を総合的に支援する事業。

2 管理業務の本部等への集約化

本法人の給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務の大半は、病院等の各施設で分散して実施されているが、その施設数（32病院等）や職員数（約2万人）などの規模から、これらの管理業務を集約化することで業務の効率化が見込まれる。

このため、次期中期目標期間においては、効率的な運営を図る観点から、管理業務を本部等へ集約化するなどし、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

3 独立行政法人労働安全衛生総合研究所の業務との一体的実施

本法人の業務については、これと密接に関連する独立行政法人労働安全衛生総合研究所の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限に発揮できる体制を構築するものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1から第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 具体的かつ定量的な目標設定

的確な評価を実施するため、次期中期目標においては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。

2 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

3 運営費交付金額算定の厳格化

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

4 決算検査報告指摘事項

「平成24年度決算検査報告」（平成25年11月7日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。

5 その他

上記1から4のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

独立行政法人国立病院機構の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性（案）

独立行政法人国立病院機構（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

なお、本法人傘下の143病院は、本部主導により、様々な取組を通じて経営改善を着実に進めると同時に、他の病院では必ずしも実施されないセーフティーネット分野の医療や、救急、周産期等の地域医療など採算性が保証されない分野の医療の提供にも取り組み、本法人全体として掲げた目標を高い水準で達成してきた。

今後も、以下の見直しを行うに当たっては、これまでの取組を継続するとともに、本部が各病院に対して適切なマネジメントを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

本法人は、従来から地域医療に貢献してきたところであるが、今後は地域において医療の提供に課題のある分野への貢献を一層進めることが求められる。

このため、都道府県が地域の実情に応じて定める医療計画を踏まえ、各病院が持つ医療資源を活用することにより当該計画で求められる役割を積極的に果たし、地域における課題の解決に貢献するとともに、各病院の貢献度について業務実績報告書において明らかにするものとする。

なお、次期中期目標等の策定に当たっては、本法人の病院の医療の質や機能を更に向上させるために、本法人が有する臨床評価指標等を活用するものとする。

第2 業務実施体制の見直し

本法人の給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務の大半は、各病院で分散して実施されており、管理業務の一部を集約化していたブロック事務所については平成25年度末に廃止予定となっている。

本法人の施設数（143 病院等）や職員数（約7万人）などの規模からみて、これらの管理業務を集約化することで業務の効率化が見込まれるため、次期中期目標期間においては、効率的な運営を図る観点から、管理業務を本部等へ集約化するなどし、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

第3 非公務員化の再検討

本法人の職員の身分については、非公務員化することで職員の雇用形態や勤務体制がより柔軟化され、確実な医師等の確保や病院業務に必要な人材の確保など患者に提供する医療の質の向上につながるメリットが数多く期待されることから、本法人の職員の非公務員化について再検討するものとする。

第4 経営ノウハウの活用

本法人では、各病院において実施している様々な施策により、赤字病院の減少や借入債務の圧縮等経営改善が進んでいるが、これらの具体的な事例は本法人が運営する病院以外の他の病院にとっても参考になるものと考えられる。

このため、本法人はこれらの事例を通じて得た経験やノウハウを整理し、蓄積するとともに、厚生労働省においてもこれらを活用し、他の病院の経営改善に資するものとする。

第5 業務全般に関する見直し

上記第1から第4に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 具体的かつ定量的な目標設定

確かな評価を実施するため、次期中期目標においては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。

2 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政

法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

3 運営費交付金額算定の厳格化

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

4 決算検査報告指摘事項

「平成24年度決算検査報告」（平成25年11月7日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。

5 その他

上記1から4のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 新医薬品及び新医療機器に係る審査事務の迅速化、効率化

平成23年度末現在、我が国のドラッグ・ラグ（米国で承認されている新医薬品が我が国では未承認であって、国民に提供されない状態）は6か月、デバイス・ラグ（新医療機器におけるドラッグ・ラグと同様の問題）は23か月となっており、これらを早期に解消し、優れた新医薬品及び新医療機器をより早く国民に提供することが望まれている。

このため、医薬品及び医療機器の審査を担う本法人においては、安全性、有効性等の観点から厳格に審査を行いつつ、ドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグを早期に解消するため、以下の取組を行うこととし、これらの取組の具体的内容や成果目標を次期中期目標に明記するものとする。また、これらの取組を進めるに当たっては、本法人自らがその責任の下で実施するものと厚生労働省等の関係機関と連携・協力の下に実施するものとを整理・明確化し、次期中期目標に明記するものとする。

① 「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、平成32年までに審査ラグ（ドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグのうち日米間の総審査期間の差）「0」の実現を目指すとされていることから、これを確実に達成するため、医薬品及び医療機器のそれぞれの特性を踏まえた取組を行い、一層の審査の迅速化を図るものとする。

また、依然として差が大きいデバイス・ラグ^(注)の解消に向けて、新医療機器に係る審査については、薬事法（昭和35年法律第145号）の改正に伴い実施する取組

と運用改善により実施する取組とを着実に進めるとともに、各審査プロセスにおける標準的な審査期間を設定し、的確に進行管理を行うことにより、審査期間を一層短縮するものとする。

(注) 厚生労働省の試算によると、平成23年度末現在のデバイス・ラグ23か月のうち、審査ラグは2か月、開発ラグ（企業が米国と日本の審査機関に申請する時期の差）は21か月となっている。

- ② 治験相談及び薬事戦略相談については、これまで治験相談件数の実績が受入可能な計画数に及んでいないことを踏まえ、関係業界との意見交換の実施や相談内容の分析により、開発段階における企業側のニーズを的確に把握し、相談業務の在り方について適時に見直すものとする。
- ③ 開発ラグ（ドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグのうち、企業が米国と日本の審査機関に申請する時期の差）の解消に資するため、治験の推進のほか、国内では未承認となっている医療上必要性の高い医薬品及び医療機器の開発を進めるために厚生労働省等の関係機関が行っている取組に対して、積極的に支援・協力するものとする。

2 その他の医薬品等及びその他の医療機器に係る審査事務の充実、迅速化等

(1) その他の医薬品等及びその他の医療機器に係る審査事務の充実、迅速化

後発医療用医薬品、一般用医薬品及び医薬部外品（以下「その他の医薬品等」という。）並びに改良医療機器及び後発医療機器（以下「その他の医療機器」という。）については、申請件数が新医薬品及び新医療機器よりも多く、かつ、現行の審査期間の目標値を達成していないものもみられることから、次期中期目標期間中に、以下の取組を行い、審査の一層の迅速化を図るものとする。

- ① その他の医薬品等に係る審査期間の目標値については、過年度の審査実績からみて、現行の目標値よりも短縮が可能と考えられることから、より短縮した数値目標を掲げ、審査期間を一層短縮するものとする。
- ② その他の医療機器に係る審査については、申請年度の古い案件の処理を早期に終わるよう計画的かつ集中的に取り組むものとする。また、これらの医療機器については、現行よりも短縮した審査期間の目標値を設定することについて検討するとともに、関係業界に対し、治験相談等の利用を積極的に呼びかけるなど申請者側期間（総審査期間のうち、行政側からの照会に対し申請者が回答

に要する期間)の短縮につながる取組を行い、審査期間を一層短縮するものとする。

(2) 再審査及び再評価の迅速化

医薬品及び医療機器の製造販売後の有効性・安全性を確保するために実施される再審査及び再評価については、現状ではその実施状況が必ずしも明らかになっていない。

このため、再審査及び再評価の迅速化及び透明化を図る観点から、次期中期目標に標準的な審査期間を含む業務の具体的内容を明記し、その実績を業務実績報告書において明らかにするものとする。

3 医薬品副作用被害救済制度の周知等

- ① 医薬品副作用被害救済制度については、一般国民の認知度が低いことに加え、医療関係者の認知度も必ずしも高くない状況にあることから、より効果的に周知を行うため、今後は医療関係者を通じた患者への周知対策について重点的に取り組むものとする。

また、副作用被害救済請求に係る6か月以内の処理件数の割合については、これまで計画どおりに達成していない原因を分析し、当該割合の向上に努めるものとする。

- ② 事業費の財源の大半が企業からの拠出金で賄われている副作用救済勘定及び感染救済勘定については、積立金(利益剰余金)が毎年度増加し、平成24年度末で、それぞれ約113億円、約57億円に達しているが、現状では積み立てるべき額の水準が不明であることから、今後は透明性を確保するため、当面の積立金の積み立てるべき額についての考え方を公表するものとする。

また、感染救済勘定における企業からの拠出金率については、過去の給付金の支給実績等を十分勘案した上で、適切な水準となるよう見直すものとする。

第2 業務実施体制の見直し

日本再興戦略においては、更なる審査の迅速化と質の向上を図るため、本法人の体制を強化するとされているところであるが、本法人の体制を強化するに当たっては、効率的かつ効果的な業務運営を図る観点から、以下の取組を行い、これらを次期中期目標に

において明記した上で進めるものとする。

なお、専門性を有する技術系職員等の給与水準については、必要な人材の確保にも配慮しつつ、適正なものとなるよう引き続き努めるものとする。

- ① 審査部門、安全対策部門及び救済業務部門のこれまでの業務実績を把握した上で、部門ごとに現状の業務プロセスや実施体制における課題を可能な限り定量的に分析・検証するものとする。また、その結果を踏まえ、課題解消のために必要な業務プロセスに係る改善計画を速やかに立案し、当該計画に基づき改善を図るものとする。
- ② 国からの現役出向者の具体的な削減方針、専門性を有する技術系職員等の確保数や雇用条件の見直し方針を定め、これらについて計画的に取り組むものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 具体的かつ定量的な目標設定

的確な評価を実施するため、次期中期目標においては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。

2 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

3 運営費交付金額算定の厳格化

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

4 管理部門のスリム化

次期中期目標期間においては、本法人の効率的な運営を図る観点から、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

5 その他

上記1から4のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 地域医療への取組

本法人は、平成26年4月1日から独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「新法人」という。）へと改組されることとなっている。これまで本法人では、年金福祉施設等の譲渡及び管理・運営（社会保険病院等の運営を特例民法法人等に委託）を行ってきたところであるが、改組後は、病院、介護老人保健施設、看護師養成施設等の設置及び運営を行うこととなり、これらの施設の運営については、新法人が直営することとなっている。

新法人は、独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成17年法律第71号）第3条の規定により、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第5号イからホに掲げる5事業^(注)、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の増進に寄与することをミッションとしている。

このため、病院事業については、都道府県等が進める地域医療に積極的に貢献するため、医療提供体制が現状よりも効率的かつ効果的なものとなるよう各病院の体制を構築した上で、保有するデータベースを活用して地域における役割や機能を分析・検証し、地域の実情に応じた医療を的確に提供するものとする。

(注) 5事業とは、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児医療をいう。

2 経営改善に向けた取組

新法人が直営することとなる 57 病院については、平成 24 年度の経常収支は全体として黒字であるものの、14 の赤字病院が存在する。

このため、病院の経営改善を図る観点から、各病院が持つ医療資源、地域における医療ニーズや立地条件などの運営環境等を分析・検証するとともに、経営改善を達成した独立行政法人国立病院機構の具体的な事例等も参考に、各病院の実情に応じて具体的な取組を定めた経営改善計画を策定することとし、その旨を次期中期目標に明記するものとする。

3 次期中期目標における新たな目標設定等

各病院の医療の質や機能の向上を図る観点から、各病院と新法人の本部とが果たすべき役割をそれぞれ明確にし、少なくとも、以下の事項について次期中期目標等に明記するものとする。

なお、本部が各病院の目標管理を行うものとし、病院ごとの実績については、業務実績報告書において明らかにするものとする。

① 地域医療への貢献度を測る目標

- ・ 地域医療支援病院の要件とされている機能（紹介率・逆紹介率、救急医療の提供能力、医療機器の共同利用、地域の医療従事者への研修等）についての指標
- ・ 各地域で開催される地域医療に関する協議の場等への参加方針
- ・ 地域連携クリティカルパス実施病院数
- ・ 総合的な診療能力を有する医師の育成方針

② 各病院の医療の質や機能の向上を図るための独立行政法人国立病院機構が作成している臨床評価指標等を参考にした統一的な臨床評価指標

③ 新医薬品等の開発の促進に資するための治験の推進に係る具体的な取組方針及び目標

第2 業務実施体制の見直し

1 新法人の組織・体制の構築

新法人として新たな組織・体制を構築するに当たっては、これまで委託先が運営してきた病院を直営することを踏まえ、委託運営を行っていた時期の病院経営上の問題点を厳格に分析・検証した上で、独立行政法人として適切なガバナンス、財務運営、

会計処理等を確保できる組織・体制を確立するとともに、透明性の高い業務運営を行うことが求められる。

このため、次期中期目標等に、i) 不適切な財務運営や会計処理を防止するための内部統制の構築、ii) 職員に対する教育研修の充実、iii) 監事監査・内部監査の体制整備等に関する取組、iv) 業務・財務運営に関する積極的な情報の公開方針について明記し、これを着実に実行するものとする。

また、効率的かつ効果的な業務運営を図るため、現在3系統の委託法人で保有する業務管理システム及びデータ管理システムについては、新法人発足時から円滑な運用が可能となるよう早期に統一するものとする。

2 管理業務の本部等への集約化

本法人の給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務の大半は、病院等の各施設で分散して実施されているが、その施設数(57病院等)及び改組後の職員数(約2万人)の規模からみて、これらの管理業務を集約化することで業務の効率化が見込まれる。

このため、次期中期目標期間においては、効率的な運営を図る観点から、管理業務を本部等へ集約化するなどし、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 具体的かつ定量的な目標設定

的確な評価を実施するため、次期中期目標においては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。

2 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各

府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

3 決算検査報告指摘事項

「平成24年度決算検査報告」（平成25年11月7日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。

4 その他

上記1から3のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

經濟產業省

(案)

政 委 第 号
平成 25 年 12 月 日

経 済 産 業 大 臣
茂 木 敏 充 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人中小企業基盤整備機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人中小企業基盤整備機構の主要な事務及び事業の改廃 に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 地域支援機関との連携・協働による助言・支援業務の重点化

本法人においては、新たな中小企業政策に関する課題や中小企業者の支援ニーズに的確に対応し、業務の質を確保するとともに、増大する支援ニーズに迅速に対応するため、都道府県、都道府県等中小企業支援センター等の地域の中小企業支援機関（以下「地域支援機関」という。）との連携・協働を積極的に進めることが重要である。

このため、本法人は、各種助言・支援業務により培った支援ノウハウの地域支援機関への移転を進めるなどにより、引き続き地域支援機関の支援機能の向上及び強化を支援し、中小企業政策の中核的实施機関として、より難度が高く、より専門性の高い助言・支援業務など本法人において真に実施すべき業務に重点化するものとする。

2 インターネット等を活用した支援業務の強化

インターネット等を活用した情報発信力の強化を実施するに当たり、ワンストップサービスの充実を図る観点から、例えば、本法人の支援実績を網羅的に整理した資料や、実際の支援事例を時系列的に整理した資料等についてインターネットを通じて活用できるよう整備し、中小企業者自らが支援内容等の検索や選択ができる仕組みを構築することなどにより、中小企業者の利便性の向上を図るものとする。

3 事業再生円滑化債務保証業務の見直し

事業再生円滑化債務保証業務（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号。以下「産活法」という。）第50条の規定に基づく債務保証）については、産活法が廃止され、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。）

において改めて同業務について規定されることとなった。この制度改正の効果を見極めるため、業務ニーズの的確な把握に努めるとともに、今後の業務実績等を踏まえた上で、次期中期目標期間内に廃止等も含めた見直しを行うものとする。

4 各種支援業務を通じたファンド活用

専門家派遣等各種支援業務を実施する過程で見出された中小企業者の資金需要をファンド出資に繋げる取組を強化するものとする。

5 高度化融資事業の見直し

高度化融資事業の不良債権比率については、融資窓口である都道府県に対する回収支援や、回収見込みがない債権の償却を実施したこと等により、一定程度の減少がみられるが、依然高い水準にとどまっている。

都道府県の融資決定に際して、本法人も融資先の返済能力を踏まえた審査を行っているところであるが、上記のような状況を踏まえ、更に審査を強化するものとする。

また、債権の回収については、都道府県が主導して行っているが、本法人と都道府県の責任の所在を明確にした上で、本法人も積極的に関与するものとする。

さらに、回収見込みのない債権の償却に当たっては、当該債権が政府出資を原資とする融資によるものであることに鑑み、説明責任を徹底する観点から、本法人内部の償却の審査プロセスについて事業報告書で明らかにするものとする。

6 中小企業倒産防止共済事業の異常危険準備基金の透明性確保

中小企業倒産防止共済勘定においては、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成16年経済産業省令第74号）第20条第2項の規定に基づき、共済金の貸付けの急増その他異常な事態に備え、制度の安定的な運営を図るため、異常危険準備基金が積み立てられている。

同基金については、独立行政法人中小企業基盤整備機構の倒産防止共済基金、完済手当金準備基金及び異常危険準備基金の積立てについて（平成16年中小企業庁訓令第3号）に基づき、政府出資金等の運用収入と事業費の収支差額を調整して計算され、その役割は、保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号）に規定する異常危険準備

金制度と同様であると考えられるが、平成 22 年度以降、中小企業倒産防止共済法（昭和 52 年法律第 84 号）の改正等に伴い経営環境対応業務費（以下「事業費」という。）の財源として同基金が取り崩され、さらに、31 年度まで、業務・システム最適化計画の財源として、主務大臣の承認を得て取崩しが予定されている。

このような状況を踏まえ、本法人は、①同基金の必要性及び規模に関する考え方、②同基金の必要額、③同基金の制度の維持と安定的な運営に必要な事業費の支出内容を事業報告書で明らかにし、同基金の透明性を確保するものとする。

7 期限後の産業用地分譲事業の在り方

産業用地分譲事業における未分譲用地は全国で 28 か所となっており、また、本法人は、未分譲用地の有効活用を図るため、土地の賃貸を行っている。

業務の法律上の期限である平成 26 年 3 月 31 日経過後は、工業再配置等業務特別勘定等から一般勘定に権利及び義務が承継され、産業用地分譲事業に係る資産から本法人の一般資産に変更されることとなっているが、この場合においても土地の処分、管理等は継続すると見込まれることから、期限後の旧産業用地分譲事業の在り方について検討するものとする。

第 2 保有資産の見直し等

1 保有資産の見直し

本法人が保有する資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断の見直しを行うものとする。

2 インキュベーション施設

インキュベーション施設^(注1)については、政策的必要性等を勘案しつつ、将来的には自治体等に移管する方向で検討を開始し、特に、入居率が低く将来的にも改善の見込みがない施設については、廃止又は自治体等へ移管するとしているが、その場合には、政府出資金を原資として整備した施設であることに鑑み、廃止・移管に要する費用・対価等について明らかにした上で実施するものとする。

(注1) インキュベーション施設とは、全国 32 拠点の新事業支援施設であり、創業・新事業展開に取り組むベンチャー・中小企業を

支援するためのものである。

3 中心市街地都市型産業基盤施設^(注2)

地方公共団体等への売却又は移管を図るものとする。

(注2) 中心市街地都市型産業基盤施設とは、旧地域振興整備公団が、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進し、商業の活性化及び都市型産業を実施する企業の立地を促進することを目的として整備したものである。

第3 その他

1 次期中期目標の明確化

本法人の次期中期目標及び中期計画については、的確な業績評価が行えるとともに、国民にも分かりやすいものとなるよう、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 中小企業の海外展開支援事業については、従来の海外企業との商談件数や支援企業数などのアウトプット目標や、海外取引・国際取引に関するアドバイスに対する利用者役立度などのアウトカム目標に加え、我が国の経済成長への貢献度を測るアウトカム目標を設定する。
- ② インキュベーション事業については、従来の支援終了後の事業化率などのアウトカム目標に加え、我が国の経済成長への貢献度を測るアウトカム目標を設定する。

2 ファンド出資事業の情報開示

ファンド出資事業については政府出資金を原資とする事業の適切な評価に資するため、ファンド種別ごとに、出資履行金額、分配金額及び出資金損益の年度データ及び累計データを事業報告書で明らかにするものとする。

3 小規模企業共済事業及び中小企業倒産防止共済事業における在籍状況

小規模企業共済事業については、在籍件数が減少傾向となっており、また、中小企業倒産防止共済事業については、加入件数は増加傾向であるが、解除件数も多くなっている。

このため、小規模企業共済事業については、従前の新規加入件数の獲得目標に加え、制度の安定的な運営のために必要な在籍割合を明確にした上で、本事業を実施するものとする。

また、中小企業倒産防止共済事業については、従前の新規加入件数の獲得目標に加え、制度の安定的な運営のために必要な在籍割合を明確にし、解除及び再加入の状況等について検証した上で、必要な在籍割合を確保する取組を実施するものとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 具体的かつ定量的な目標設定

的確な評価を実施するため、次期中期目標においては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。

2 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

3 運営費交付金額算定の厳格化

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

4 管理部門のスリム化

次期中期目標期間においては、本法人の効率的な運営を図る観点から、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

5 決算検査報告指摘事項

「平成24年度決算検査報告」（平成25年11月7日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。

6 その他

上記1から5のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

国土交通省

(案)

政 委 第 号
平成 25 年 12 月 日

国 土 交 通 大 臣
太 田 昭 宏 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人都市再生機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人都市再生機構の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性（案）

独立行政法人都市再生機構（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

本法人は、設置目的に即した政策的な要請に適切に対応した事務及び事業の運営を行うとともに、事業部門別経営管理をより徹底し、自律的な経営の下で業務の効率化、収益力の確保を追求することにより、財務体質の強化を図るものとする。これにより、約2,000億円の繰越欠損金の解消及び約14兆円の負債の圧縮を着実に進めるとともに、将来のリスクを軽減し、国民負担の回避を目指すものとする。このため、経営改善計画を見直し、以下の取組を行うものとする。

1 賃貸住宅事業の見直し

(1) 賃貸住宅ストックの圧縮

本法人の抱える約14兆円の負債のうち、約11兆円は賃貸住宅部門における財政融資資金を中心とした借入金であり、今後の金利上昇リスク等を回避するためには、賃貸住宅部門に係る資産・負債を圧縮する必要があることから、個々の団地の状況を踏まえ、需要動向等に応じて賃貸住宅ストックの圧縮に取り組むものとする。

その具体的な取組方針である「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」（平成19年12月26日、平成20年2月29日更新独立行政法人都市再生機構）については、更なる経営改善のため、賃貸住宅経営の環境、将来需要等を総合的に考慮した賃貸住宅ストックの再編・削減目標を設定し、次期中期目標期間中に同方針の内容を見直すものとする。

また、同方針に基づく計画全体の進捗状況が明確になるよう、毎年度適切な情報

公開を行うものとする。

(2) サービス付き高齢者向け住宅運営事業者賃貸住宅制度の活用の促進

本法人は、住生活基本法（平成18年法律第61号）や住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）を踏まえ、高齢者や子育て世帯等、民間賃貸住宅による供給が十分でない政策的に配慮が必要な者に対する住宅セーフティネットとしての役割への重点化を図ることとされている。

しかしながら、サービス付き高齢者向け住宅運営事業者賃貸住宅制度の活用状況は、現時点では、公募により事業予定者が決定した案件が1件のみであることから、今後は、関係機関との連携を図りつつ、民間事業者の意向や収益性等の事業上の課題を把握し、同制度の活用の促進を図るものとする。

2 ニュータウン整備事業の見直し

経過措置業務であるニュータウン整備事業については、平成21年度から24年度間のニュータウン用地の供給・処分実績は、年度計画目標の6割にとどまっており、当該業務完了期限である30年度までに業務を完了できないおそれがあることから、民間事業者や地方公共団体との連携を強化するなどの方策を一層講じた上で、地価動向等の市場環境の変化に留意しつつ、次期中期目標期間中までの土地の供給・処分完了に向けた取組を促進するものとする。その際、売却に伴う損失を極力抑制するものとする。

なお、完了期限である平成30年度以降も賃貸用地の管理業務は継続するものの、本法人の資産・負債を圧縮する観点から、当該用地については、地価動向等の市場環境の変化にも留意しつつ、可能な限り譲渡するよう努めるものとする。また、次期中期目標において、賃貸用地の管理・処分に関する基本的な考え方を明記するとともに、それを受け、本法人は次期中期目標期間中に、その具体的な管理・処分方針を定めるものとする。

3 都市再生事業の見直し

本法人が、「都市再生事業実施基準」（以下「現行基準」という。）の施行（平成23年4月21日）後実施する都市再生事業の事業目的については、「民間都市再生事業の

支援」及び「地方公共団体のまちづくり支援・補完」と明確化されたところである。

他方、現行基準の施行前に既に事業が実施、あるいは前基準に基づく検証が既に実施されていることから適用除外とされた事業についても、「独立行政法人都市再生機構事業評価実施規程」及び「独立行政法人都市再生機構事業評価実施細則」に基づき、再評価が実施されている。

これら事業についても、再評価を実施する際には、引き続き現行基準の趣旨を踏まえ、民間事業者及び地方公共団体との役割分担を徹底した上で、リスク管理や事業中止の判断等を適切に行うものとする。

また、事業評価監視委員会による再評価結果については、現行基準への適合状況が公表されていない。このため、新規採択時評価と同程度の検証内容をホームページに公表することにより、事業の透明性の確保を一層推進するものとする。

4 特定公園施設の管理業務の見直し

経過措置業務である特定公園施設の管理業務については、現行中期計画以上に業務完了に向けた取組が進捗していることから、平成30年度までの業務完了に向けた取組を促進し、前倒しして業務を完了するよう努めるものとする。

5 東日本大震災からの復興に係る事業の推進

東日本大震災からの復興に係る事業については、地方公共団体等と十分連携し、復興事業の円滑かつ迅速な推進を図るものとする。その際、復興関連予算については、適切な執行管理を行うものとする。

6 コスト削減

平成24年度に終了した「都市機構事業コスト構造改善プログラム」（平成20年6月独立行政法人都市再生機構）の更新について検討するとともに、これまでの取組を継続し、引き続き総合的なコストの縮減を行うものとする。

特に、賃貸住宅事業については、築年数の経過とともに、経年劣化等による修繕費用は増加傾向にあることから、仕様の精査や発注方法等を見直すこと等（一部修繕工事へのリバースオークション方式や発注方法の大括り化の試行実施等）による修繕費支出の抑制等により、コスト削減を行うものとする。

第2 業務実施体制の見直し

1 技術研究所の在り方の抜本的見直し

本法人の技術研究所で実施している調査研究については、技術的に同研究所以外で実施できないものは限られており、同研究所の規模の縮小が可能である。

したがって、同研究所については、独立行政法人建築研究所との統合を含めた連携強化を一層推進するなど、その在り方を抜本的に見直すものとする。

2 組織体制の見直し

経過措置業務の縮小に伴い、当該業務に係る要員、事務所等について削減し、その組織体制を縮小するものとする。

3 関係法人の整理・合理化の一層の推進等

関係法人^(注1)において本法人との競争性のない随意契約等により利益剰余金等が蓄積されることのないよう、入札及び契約手続における透明性の確保や公正な競争の確保を一層推進するものとする。

また、「関係会社の整理・合理化方針」（平成24年3月30日）を踏まえ、関係会社^(注2)の株式の売却、株式持合いの解消及び法人の統廃合を行うための取組を更に加速させるものとする。

さらに、本法人が出資する関係会社については、経営状況に応じて配当を求めるものとする。

(注1) 関係法人とは、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人をいう。

(注2) 関係会社とは、特定関連会社及び関連会社をいう。

4 入札談合等関与行為の防止対策の徹底

「平成25年度国土交通省所管事業の執行について」（平成25年5月17日付け国会公第6号国土交通事務次官通達）を踏まえ、入札談合等関与行為を確実に防止する観点から、本法人の当該行為の防止対策について、引き続き研修を実施する等の取組を行うとともに、必要に応じ更なるコンプライアンスの推進や入札及び契約手続の見直し等を実施することにより、当該行為の防止対策の徹底を図るものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 具体的かつ定量的な目標設定

的確な評価を実施するため、次期中期目標においては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。

2 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

3 管理部門のスリム化

次期中期目標期間においては、本法人の効率的な運営を図る観点から、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

4 決算検査報告指摘事項

「平成24年度決算検査報告」（平成25年11月7日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。

5 その他

上記1から4のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

(案)

政 委 第 号
平成 25 年 12 月 日

国 土 交 通 大 臣
太 田 昭 宏 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 岡 素 之

独立行政法人奄美群島振興開発基金の主要な事務及び事業の
改廃に関する意見について

当委員会は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条等及び「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）に基づき、平成 25 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人等について、勧告の方向性の指摘等を行うこととされております。

貴省所管の独立行政法人奄美群島振興開発基金については、通則法第 35 条の規定の適用が除外されているところですが、独立行政法人制度においては、第三者機関による事後評価及び定期的な組織・業務の見直しの客観性を担保することが重要な要素とされていることから、当委員会において、同基金について「勧告の方向性」に準じた意見を別紙のとおり取りまとめました。

今後貴省において、当該意見を踏まえて見直しを進めていただき、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）が平成 25 年度末に期限切れになることを踏まえ、26 年度以降の奄美群島の振興開発の在り方等と一体的に同基金の業務の見直しが行われる際は、本意見の趣旨を最大限いかしていただくようお願いいたします。なお、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、同基金の業務の見直しに向けた貴省、同基金及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただくこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人奄美群島振興開発基金の主要な事務及び事業の改廃 に関する意見（案）

独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

本法人は、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号。以下「奄振法」という。）に基づき、奄美群島の自立的発展のための産業振興を行っており、その機能は引き続き必要である。しかしながら、保証業務及び融資業務における引当金の増加の影響により、多額の繰越欠損金（平成24年度末で約57億円）を有するとともに、リスク管理債権比率（平成24年度末で約53%）が極めて高い状態にあり、厳しい財務状況にある。

このため、今後この機能を安定的かつ効果的に果たしていくために、保証業務及び融資業務について、以下の取組を行うものとする。

1 審査の強化、債権管理の徹底等

本法人の業績悪化の要因となっている代位弁済及び延滞債権を減らすため、審査内容の更なる充実・強化を図るものとする。

具体的には、費用対効果に配慮しつつ、保証に係る一般の金融機関との連携強化、利用者のモニタリングの強化、債権の期中管理の徹底、利用者に対する適切な助言及び指導の実施、債権回収の強化など、各業務過程における一層の取組強化を図るものとする。

2 奄美群島の経済情勢を踏まえた融資・保証の限度額等の条件設定

融資・保証の限度額等の条件設定については、今後、新たに「奄美群島振興開発計

画」が策定された場合には、同計画及び地域の特性を踏まえ、本法人の財務状況への影響を十分勘案した上で検討するものとする。

3 出資の見直し

保証業務については、保証基金を造成するため、毎年度、国、鹿児島県及び奄美群島内市町村から出資を受けている。

また、「奄美群島振興開発基金経営改善策」（平成 21 年度公表）において、保証業務については、単年度の業務収支の黒字化を目指し、その後は、国の出資に依存することなく、収支改善等の経営努力により保証基金を造成することを目標としている。

このため、次期中期目標等においては、連続して単年度業務収支の黒字化を実現^(注1)し、その後は、国の出資に依存することなく、経営努力により保証基金を造成するという目標を明確にするものとする。

なお、その目標が達成されるまでの間は、奄美群島の経済状況、本法人の経営状況（保証基金の運用益によるリスク補てん、自己収益の増加の状況等）等を勘案し、毎年度、国からの出資の在り方について見直しを行うものとする。

(注1) 「独立行政法人奄美群島振興開発基金の組織・業務の見直し等にかかる報告書」（平成 24 年 11 月 12 日独立行政法人奄美群島振興開発基金第三者委員会）における収支試算（案）によれば、平成 26 年度以降の国等からの出資がないとしても、28 年度以降は、経常利益は黒字になると試算されている。

4 余裕金の適切な運用

本法人は、代位弁済額及び貸付残高の減少に伴い余裕金が生じている。当該余裕金については、代位弁済の財源は有価証券により、融資の財源は定期預金により運用するの方針としているが、適切な運用益の確保が図られるよう当該方針を改めて見直した上で、運用するものとし、あわせて、運用体制を構築するものとする。

5 金融庁検査の導入の検討

本法人の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、金融庁検査未導入の他の金融関係法人の動向等を踏まえつつ、導入について、同検査の実効性確保の在り方も含め、金融庁も交えて検討することとし、速やかに結論を得るものとする。

第2 財務内容の改善等

本法人は、大島紬業の衰退や建設業等の不振に伴い収支状況が悪化し、平成24年度末における繰越欠損金は、約57億円（保証業務約32億円、融資業務約25億円）となっている。

この繰越欠損金の可能な限り早期の解消を図るため、本法人における繰越欠損金の発生要因等の分析を踏まえ、次期中期目標に削減目標を明記するものとする。

また、本法人は、上記削減目標を踏まえ、具体的な繰越欠損金解消計画を策定するとともに、国民への説明責任を果たすため、同計画を公表するものとする。

第3 業務実施体制の見直し

1 人材育成

奄美群島の自立的発展に向けて、産業振興を図っていくための政策金融の機能を継続的かつ安定的に実施するには、繰越欠損金解消に向けた取組を含め、適切なリスク管理手法を支える職員の人材育成を継続的かつ安定的に行っていくことが重要である。

このため、人材育成の観点から、株式会社日本政策金融公庫等の専門的知見等を吸収させることなどを目的として、同公庫等との人事交流、同公庫等の研修への参加等を実施するものとする。

2 現地事務所

本法人は、徳之島と沖永良部島に現地事務所を有しており、それぞれ職員1人、非常勤職員1人を配置している。

また、その業務内容は、①保証及び融資の相談・調査、②保証債務及び債権の管理・回収等であり、そのうち、保証債務及び債権の管理・回収業務がその太宗を占めている。

このため、①奄振法第18条においては、業務の一部を金融機関^(注2)に委託できることとされていること、②本法人が債権回収会社制度の活用を検討していることを踏まえると、本法人の本部（奄美大島）から両事務所への出張回数及び出張者数を増加させることなどにより、政策金融業務は可能と考えられることから、両事務所の経常収益、業務量及び保証・融資実績の本法人全体に占める割合等を検証した上で、今後の両事務所の在り方について検討するものとする。

(注2) 徳之島及び沖永良部島には、民間金融機関等が支店等を設置している。

第4 法人の業務内容の見直し

奄振法に基づき設立され、奄美群島の振興開発の一環として行われている本法人の業務内容については、奄振法が平成25年度末に期限切れになることから、政策実施機能を更に向上させるため、株式会社日本政策金融公庫等との連携を図るなど、効果的・効率的な業務の進め方について検討を行うものとする。

第5 業務全般に関する見直し

上記第1から第4に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 具体的かつ定量的な目標設定

的確な評価を実施するため、次期中期目標においては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。

2 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

3 管理部門のスリム化

次期中期目標期間においては、本法人の効率的な運営を図る観点から、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

4 決算検査報告指摘事項

「平成24年度決算検査報告」（平成25年11月7日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。

5 その他

上記1から4のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

省 境 環

(案)

政 委 第 号
平成 25 年 12 月 日

環 境 大 臣

石 原 伸 晃 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人環境再生保全機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人環境再生保全機構の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性（案）

独立行政法人環境再生保全機構（以下「本法人」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 存在意義の明確化

本法人は、独立行政法人として、研究開発を除く環境政策を実施する唯一の機関であり、特殊法人であった時期の業務に加え、石綿による健康被害の救済業務などの業務を行っている。これらの業務は、公益目的のために事業者からの徴収、積立て、出えん、政府の出資や補助、地方公共団体の補助といった様々な性格の資金を受け入れ、適正に分配することを基本として行っている。本法人の業務について、国民の理解をより一層深めるために、次期中期目標において、環境省の政策目標や業務を取り巻く現状を明記の上、本法人の必要性とその役割を明確化するものとする。

第2 業務実施体制の見直し

1 公害健康被害補償業務の一層の効率化

公害健康被害補償業務について、旧第一種地域では、昭和63年以降新規に認定された者はおらず、被認定者の総数は減少していくことが見込まれる。また、都道府県等への補償給付費納付金の納付業務システムが100%オンライン化された一方、汚染負荷量賦課金の徴収業務については、オンライン化率が約50%程度にとどまっている状況である。

このため、次期中期目標期間中に、単純な計算ミス・転記ミスを減らすことが可能となる汚染負荷量賦課金申告のオンライン化について、具体的な目標を設定した上で、強力に推進することとし、委託費の縮減等を通じた業務運営の一層の効率化を図るものとする。

2 承継業務の業務量減への対応

独立行政法人移行時に承継した業務のうち、正常債権の回収については、次期中期目標期間中に大部分が終了する見込みである。また、正常債権以外の債権についても、現時点では順調に回収が進んでおり、管理を要する債権についても順次減少していく見込みである。このため、次期中期目標期間終了時までに債権管理業務を行っている組織の縮減を検討し、その結論を得るものとする。

第3 事務及び事業の見直し

1 公害健康被害補償業務

汚染負荷量賦課金の徴収業務については、現行中期目標期間に実施した実態調査の結果、依然として申告額の修正が多数発生していたことから、前期中期目標期間比50%増の実地調査を行い、適正な申告の調査指導を行ってきたところである。

次期中期目標期間においては、申告額の修正が発生する原因等について分析し、適切な対策をとるものとする。

2 公害健康被害予防業務

地方公共団体が行う事業については、地方公共団体ごとに取り組んでいる内容が異なるが、現行中期目標期間終了時までの事業効果を見極め、地域住民のぜん息の発症予防・健康回復に効果のある事業に重点化して事業の採択・決定を行うものとする。

また、本法人の直轄事業については、実施している事業の効果を継続的に追跡調査することで、効果のあるものに重点化するとともに、事業効果についての情報提供を積極的に実施するものとする。

3 地球環境基金業務

現行中期目標では、「地球環境基金の増額を図るため、積極的に募金獲得活動等を行い、本中期目標期間中における具体的な目標を設定」することとされているが、本来は基金の運用益で実施すべき業務であることを踏まえ、積極的に募金獲得活動に取り組んでいくために、次期中期目標において、より高い募金獲得目標を設定するものとする。

また、当該業務開始から20年が経過したこともあり、これまでの取組を総合的かつ

効果的にPRすることにより、募金の獲得件数及び額の増大に努めるものとする。

4 PCB廃棄物処理助成業務

本業務では、中小事業者が日本環境安全事業株式会社へPCB廃棄物の処理を委託した場合、中小事業者の負担割合を軽減するため、処理費用の一部を助成する業務を行っている。本法人は、ホームページで助成事業の実施状況を公表しているが、現状では、四半期ごとの助成件数（処理台数、処理重量）及び助成金額並びに年度ごとの助成件数及び助成金額のみ公表されている。

当該助成業務の基金の原資は、そのほとんどが国と都道府県の補助金であること、また、PCBの処理状況については国民の関心も高いと考えられることから、現在公表している事項に加え、基金の管理状況、助成に関する審査状況などの幅広い情報提供に努めるものとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 具体的かつ定量的な目標設定

的確な評価を実施するため、次期中期目標においては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。

2 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

3 運営費交付金額算定の厳格化

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

4 管理部門のスリム化

次期中期目標期間においては、本法人の効率的な運営を図る観点から、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

5 その他

上記1から4のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

法 務 省

(案)

政 委 第 号
平成 25 年 12 月 日

法 務 大 臣

谷 垣 禎 一 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委 員 長 岡 素 之

日本司法支援センターの主要な事務及び事業の
改廃に関する勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の日本司法支援センターの主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、同センターの新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、同センター及び日本司法支援センター評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日本司法支援センターの主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性（案）

日本司法支援センター（以下「本法人」という。）は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）が準用されていることから、本法人の主要な事務及び事業については、真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 独立行政法人通則法の枠組に沿った目標等の明確化

独立行政法人においては、政策目的を実現するための具体的かつ定量的な目標設定が不可欠である。

独立行政法人通則法が準用されている本法人についても同様に、次期中期目標において、本法人が実施する事務及び事業の必要性のみでなく、身近で頼りがいのある司法を実現するための目標や達成すべき水準等を可能な限り具体的かつ定量的に設定し、本法人の経営方針を明確にするものとする。

特に、次期中期目標期間において取り組むこととしている「司法ソーシャルワーク^(注1)」については、効率的かつ効果的に事業を展開するための目標を明確にした上で取り組むものとする。

また、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものにするものとする。

(注1) 司法ソーシャルワークとは、高齢者・障害者等に対する福祉機関等と連携して行う法律支援のことである。

第2 事務及び事業の見直し

1 民事法律扶助業務

(1) 立替金の管理・回収

本法人は、民事紛争の当事者が資力に乏しい場合であっても、民事裁判等において自己の正当な権利を実現することができるよう、資力の乏しい者を対象に無料の

法律相談や訴訟代理費用の立替え等を行っている。

当該立替金の管理・回収については、回収見込みのある債権について集中的に回収を実施すべく、初期滞納者に対する督促を重視し、様々な取組を実施している。

しかしながら、発生年度ごとの立替金の回収状況をみると、償還開始初年度から3年間のうちに償還される金額は、免除額を除く各年度の立替金額の約7割を占めているものの、当該期間における回収率は横ばいの状況であり、これまでの回収業務に係る取組の効果が十分に現れているとは言い難い。

このため、これまでに実施した取組の効果を検証の上、債権管理システムの導入によって得られたデータも活用し、より効率的かつ効果的な取組を実施するものとする。

また、現行中期目標期間において、指標として設定している「償還率」^(注2)については、社会情勢の変化等の外的要因により当該年度の新規立替額が減少すれば、償還率が上昇する算定方法となっており、本法人の取組状況が必ずしも反映される指標となっていない。

このため、次期中期目標においては、回収見込みのある債権について、効率的かつ効果的に回収が行われたかが検証可能な指標及び目標水準を設定するものとする。

あわせて、発生年度ごとの立替金の管理・回収の状況や、これまでにどれだけの立替えを行い回収できたかを示す等、本法人の評価に必要な基本的なデータについて、業務実績報告書で明らかにするものとする。

(注2) 償還率の算定式：当該年度における償還金額÷当該年度における新規立替額×100

(2) 立替金の不正受給者等への対応

立替金の不正受給や滞納は、契約解除や再度の援助申込み時の援助不開始決定の理由となり得るが、当該判断は各地方事務所で行っており、本部において各地方事務所での対応状況を把握していない。

このため、地方事務所ごとに不正受給者等への対応が異なることのないよう、本部において統一的な対応方針を策定し、各地方事務所へ周知・徹底を図るとともに、必要に応じ公表するものとする。

2 司法過疎対策業務

(1) 司法過疎地域事務所の設置プロセス等の明確化

本法人では、司法過疎地域事務所の設置年度に予想される弁護士一人当たりの事件数等を定めた設置基準、地域の弁護士会からの要望、地方事務所からの意見及び他の機関の支援体制を勘案し、設置の必要性を判断した上で、日本弁護士連合会と協議を行い、司法過疎地域事務所を設置している。

しかしながら、設置基準はあるものの、実際にどのような意思決定プロセスを経て、司法過疎地域事務所の設置を決定しているのかの説明が不十分である。

このため、司法過疎地域事務所の設置に際しては、設置基準の厳格化というこれまでの取組に加え、設置に係る具体的な検討体制や意思決定プロセスを明確化した上で、その検討過程を明らかにするものとする。

(2) 司法過疎地域事務所における業務量の把握・分析

司法過疎地域事務所には常勤弁護士が常駐しており、当該弁護士は、民事法律扶助や国選弁護事件を受任するほか、一般の弁護士と同様に有償の法律サービス（以下「有償事件」という。）を提供している。

本法人では、有償事件以外の民事法律扶助や国選弁護事件について、司法過疎地域事務所単位で処理件数を把握していないことから、業務量に応じた司法過疎地域事務所の設置や常勤弁護士の配置が行われていないのではないかとこの疑念が生じている。

また、本法人で把握している有償事件の処理件数のみで判断すると、設置の必要性が乏しいと思われる司法過疎地域事務所が存在している。

このため、本部において、司法過疎地域事務所ごとの業務量を把握・分析し、設置の必要性や常勤弁護士の配置人数について検証の上、これを踏まえた必要な見直しを行うものとする。

なお、遠隔地への出張を伴う事件等、常勤弁護士が担当する事件の性質により処理件数に直結しない等の事情がある場合には、司法過疎地域事務所の設置の必要性について疑念が生じることがないように、当該事情について十分な説明責任を果たすものとする。

3 情報提供業務

本法人では、コールセンター、地方事務所等にオペレーター職員や窓口対応専門職員を配置し、法的紛争解決のために必要な法制度に関する情報や弁護士会、地方公共団体の窓口等に関する情報を無料で提供している。

しかしながら、現行中期目標期間における情報提供件数は、毎年度減少し続けている。

また、これまでの情報提供実績の多くを占めている「金銭の借入れ」に関する件数も平成22年の貸金業法（昭和58年法律第32号）の改正法の完全施行により、総量規制や出資法（昭和29年法律第195号）上の上限金利の引下げが実施されたことなどから減少している。

このため、今後も情報提供件数の増加が見込めない場合には、業務量に応じて職員配置を見直すものとする。

4 認知度の向上に向けた取組

本法人で毎年度実施している認知度調査の結果をみると、本法人の認知度は40%程度であり、とりわけ、本法人の業務内容について認知している者の割合は5%程度にとどまっている。

次期中期目標期間においては、本法人が提供する法的なサービスを必要とする者が本法人の存在や役割を認知できるよう地方公共団体等との連携を図りつつ、効率的かつ効果的に本法人の認知度を高めるものとする。

第3 司法ソーシャルワークの事業計画と目標の明確化

本法人は、次期中期目標期間において司法ソーシャルワークに取り組むこととし、その担い手となる常勤弁護士の増員が必要であるとしている。

しかしながら、本法人は、司法ソーシャルワークの必要性を強調するのみで、有効性や効率性の観点を踏まえた事業展開について、具体的な計画や目標を明らかにしておらず、事業実施について十分な説明責任を果たしていない。

このため、現在実施されている司法ソーシャルワークに係る検証調査^(注3)で得られた

データや地域のニーズ等の把握に基づく事業計画及び具体的な目標を平成 26 年度中に策定した上で、効率的かつ効果的に事業を実施するものとする。

また、司法ソーシャルワークの事業計画の進捗状況や目標の達成度については、毎年度、日本司法支援センター評価委員会の評価を受けることとする。

(注3) 司法ソーシャルワークに係る検証調査とは、公益財団法人日弁連法務研究財団が拠出した研究費により、法社会学者、本法人の常勤弁護士等が協働し、常勤弁護士が受任した案件を基に実施している「法テラスのスタッフ弁護士による関係機関との連携及びこれを活用した紛争の総合的解決と予防に関する検証調査」のことである。

第4 業務実施体制の見直し

1 常勤弁護士の適正な配置

常勤弁護士は、接見の対象となる被疑者の拘留施設が遠隔地にある刑事事件等収益性が低い事件や受任者となる一般契約弁護士がいない困難性の高い事件を受任する傾向にあり、本法人の主要業務である民事法律扶助及び国選弁護を適切に運用するためのセーフティーネットとしての役割を担っている。

しかしながら、常勤弁護士が全く配置されていない地域において、事件の性質により受任者となる一般契約弁護士がいない場合には、法的なサービスの提供に支障をきたす可能性がある。

このため、本法人のミッションである総合法律支援の適切な実施が遂行できる体制となるよう、既に常勤弁護士が配置されている他の地域も含め配置の必要性や配置人数の妥当性について検証し、一般契約弁護士とは異なる常勤弁護士が担う役割、配置の必要性等について十分な説明責任を果たした上で、必要性が認められる地域への配置を行うものとする。

また、常勤弁護士の配置の必要性を説明する上で、個別事件ごとに報酬金等の支払いを要する一般契約弁護士に対して、常勤弁護士が給与制であるという財政的な側面も重要な要素の一つである。

このため、常勤弁護士が受任した事件数、事件の性質に応じた各事件の平均単価及び常勤弁護士の活動に係る費用を把握・分析する等、費用の面からも効率的な方法により、一般契約弁護士と比較し常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果を明らかにするものとする。

2 大規模災害等に備えた体制整備

本法人は、次期中期目標期間において、大規模災害等の緊急時に常勤弁護士が組織的かつ機動的に法的援助を実施できる体制整備を行う必要があるとしている。

しかしながら、被災自治体等への法的援助の担い手は全てが常勤弁護士である必要はないと考えられることから、地域の弁護士会等との連携体制を構築するとともに、一般契約弁護士の積極的な活用も含め必要最小限の体制となるよう厳格な検討を行うものとする。

その上で、常勤弁護士による対応が必要な場合に備え、本法人が組織的かつ機動的に法的援助を実施するための具体的な措置内容等をあらかじめ明確にするものとする。

3 出張所の見直し

本法人は、情報提供業務、民事法律扶助業務等を実施するため、東京都及び大阪府内に5か所、東日本大震災の被災者援助を実施するため、岩手県、宮城県及び福島県内に7か所の出張所を設置している。

東京都及び大阪府内に設置されている5か所の出張所の中には、他の出張所と比較し業務量が少ない出張所が存在することから、業務量、利用者の利便性等を踏まえ、設置の可否や職員配置について必要な見直しを行うものとする。

第5 業務全般に関する見直し

上記第1から第4に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

2 運営費交付金額算定の厳格化

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

3 管理部門のスリム化

次期中期目標期間においては、本法人の効率的な運営を図る観点から、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討するものとする。

4 その他

上記1から3のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。